

福岡県公報

平成二十一年七月一日
第二千九百八十五号
増刊 ②

目次

規 則 (第三十五号・第三十六号)

福岡県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則の一部を改正する規則

(総合政策課)

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を

改正する規則

(福祉総務課)

規 則

福岡県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年七月一日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第三十五号

福岡県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則の一部を改正する規則

福岡県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則(昭和四十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条」を「第三条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年七月一日

福岡県規則第三十六号

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則(平成二年福岡県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

別表福祉資金の項中「百二十万円」を「百七十万円」に、「二百万円」を「二百五十万円」に、「六年以内」を「八年以内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の規定は、平成二十一年四月一日以降の申請に係る貸付資金について適用する。